

令和2年度第2回 東京都商品等安全対策協議会
議事録

令和3年1月19日（火）

都庁第一本庁舎 42階北側 特別会議室A

午後1時32分開会

○野口課長 それでは定刻になりましたので、ただいまから令和2年度第2回東京都商品等安全対策協議会を開会いたします。

事務局を務めます生活安全課長、野口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、本協議会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。本日も前回に引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策のため、オンラインによる出席を併用して実施いたします。何とぞご協力のほど、よろしくお願いいたします。着席にて失礼いたします。

まず、お手元のマイクの使用方法について説明させていただきます。マイクの右ボタンを押していただきますと、赤色が点灯しマイクが入ります。ご発言が終わりましたら、お手数ですが、再度同じボタンを押して赤いランプが消えるのをご確認ください。

なお、ご発言の際には、オンラインでご参加の方にも発言されている方が分かるよう、職員がカメラつきのタブレットをお持ちいたしますので、恐れ入りますが、タブレットが机の上に置かれた後にご発言くださるようお願いいたします。

続きまして、資料の確認させていただきます。資料はお手元のタブレット端末に用意しています。皆様、お手元のタブレット端末をご覧ください。

今回初めてお使いになる方もいらっしゃると思いますので、操作について説明させていただきます。

タブレットは、縦でも横でもいずれもご自由にご覧いただけます。画面を指で左にスライドしていただきますと、次のページに移ります。左右に矢印の表示がございますが、こちらの矢印をタッチしてもページを変えることができます。例えば、右の矢印をタッチしますと進み、左の矢印をタッチすると戻ります。また、画面の一部を指2本で押さえ、指幅を広げたり縮めたりすることで部分的に拡大、縮小することもできます。

なお、操作がお分かりにならない場合は、周りの職員にお声をかけていただければ対応させていただきます。

それではタブレットを操作していただき、資料の確認をお願いいたします。

紙資料をお配りした委員の方につきましては、併せてご確認をお願いいたします。

最初に、本日の協議会次第です。

順次おめぐりいただきまして、委員名簿、裏面に事務局職員名簿。

続いて、座席表。

次に、資料1、業界団体等の取組（ヒアリング調査）。資料2、防水スプレーの使用に関するアンケート調査結果。資料3、防水スプレーの使用に関する検証実験結果。資料4、防水スプレー等の安全に係る現状と課題。資料5、防水スプレー等の安全に係る今後の取組（提言案）。資料6、今後の協議スケジュール。本日の資料は以上です。不足等ございましたらでしょうか。

それでは、次に、本日初めてご出席くださいました委員をご紹介します。

前任の浦川委員ご異動のため、代わりまして新たにご就任いただきました、国民生活センター商品テスト部長の菱田和己委員です。

○菱田委員 国民生活センターの菱田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○野口課長 靴用品販売事業者として新たにご就任いただきました、株式会社コロンプス、企画部係長、小高公次特別委員です。

○小高特別委員 コロンプスの企画部の小高と申します。そして、後ろにおりますのが、弊社の研究の田所と申します。本日はこの2人で参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○野口課長 なお、本日はオンラインでのご出席ですが、オブザーバーの消費者庁消費者安全課長の鮎澤良史様の代理として、消費者安全課の飯島孝史様にご出席いただいております。

本日は、委員及び特別委員にご欠席はありません。

本協議会は公開とさせていただいております。なお、報道関係の方にはお願いでございますが、カメラ撮りは議事に入るまでとさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

冒頭、事務局からは以上でございます。

それでは、ここからは越山会長に進行をお願いいたします。

○越山会長 改めまして、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

第2回目となりましたので、前回以降、アンケート調査、それから、実験結果等が出てきておりますので、これを基にして、取りまとめのほうをできるだけ円滑に進めさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

リモートの皆さん、声、聞こえていますでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、会議次第に従いまして、進行をさせていただければと思います。本日は、おおむね15時30分には終了とさせていただければと思っております。内容が盛りだくさんで

すが、議事進行にご協力をお願いできれば幸いです。

先ほど事務局からご案内がありましたとおり、カメラ撮りはここまでとさせていただければということです。ご協力をお願いいたします。

それでは、早速、議事の1に入りたいと思っております。

最初に、資料1、業界団体等の取組（ヒアリング調査）に関しまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○松田統括課長代理 生活安全課の松田です。座ったままで説明いたします。

それでは、資料1、業界団体等の取組についてご説明します。

こちらは第1回協議会以降、防水スプレー等に関する団体や事業者にと事務局が書面でヒアリングさせていただいた内容を取りまとめたものです。各団体や事業者の皆様には、ご協力くださり誠にありがとうございました。

それでは、各団体等の取組について、主な事項に絞ってご紹介いたします。

1ページは資料内容の概要をまとめたものですので、2ページをご覧ください。

製造事業者団体の一般社団法人日本エアゾール協会の取組となります。資料の見出しに沿って説明いたします。

1の防水スプレー等の取扱状況ですが、会員企業が生産している防水スプレーの商品数は、2020年1月27日時点で82種となっております。

会員企業が生産している防水スプレーは、各販売会社からの受託生産品になっています。

次に、市場流通状況ですが、ウインタースポーツ人口の減少による使用機会の縮小や、耐水性の高い繊維材料が開発市販されていることなど、消費者が防水剤を使う場面が減る一方で、靴販売店向けの商品の需要が比較的堅調であると分析されています。

ちなみに、2019年の生産数量は700万缶弱、うち輸入品が20万缶前後となっております。

3ページをご覧ください。

事故情報の収集については、厚生労働省の「健康被害病院モニター報告」、化学製品PL相談センターの「アクティビティノート」から定期的に取得しております。また、日本中毒情報センターからも情報収集しております。

製品の安全対策としては、製造事業者団体として参画し作成された、厚生労働省の「安全確保マニュアル作成の手引き」の趣旨に従い、実施基準等を制定し公開しています。

また、会員企業の令和元年9月以降の生産品については、自主基準を遵守していることを確認しています。

4 ページをご覧ください。

消費者からの要望への対応については、製品に販売事業者のお客様相談窓口等の問合せ先が表示されており、要望や意見を受けていると認識しているとのことです。

次に、販売事業者の一つであるスリーエムジャパン株式会社の取組となります。

現在流通している防水スプレーの種類は、7種類、14SKUとなります。

同社の調査によりますと、市場の特徴として、季節変動があつて、梅雨時期や秋雨降雪などに需要増となる傾向があります。

家庭への普及状況として、防水剤を知っている人は8割以上おりますけれども、2年以内に購入したことがある人は3割弱に留まるということです。

安全対策等のうち事故の把握状況は、問合せ窓口や日本中毒情報センター中毒 110 番から情報収集していますが、重篤な事故事例報告は受けていないとのことです。

5 ページをご覧ください。

安全対策のうち製品設計や表示では、安全データシート等から環境、人体への影響の少ない原料を選択しています。

また、毒性の専門家や環境安全衛生の専門家が開発過程に関わっており、場合によっては毒性試験を行っております。

また、日本エアゾール協会発行の安全確認試験、それから、表示を遵守しています。今後も継続的な表示の見直し、有害性の低い原料を使用した持続可能な処方、製品の開発に取り組んでいきます。

消費者から受けた要望として、製品表示の文字が小さくて読みづらい、溶剤臭が強く、体に悪そうなどの要望、意見がありました。

資料1、業界団体等の取組の説明は以上となります。

○越山会長 どうもありがとうございます。

それでは、今の説明に関しまして、業界団体の皆様のほうで何か補足説明はございますでしょうか。

○齋藤特別委員 日本エアゾール協会は特にありません。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、先ほどご紹介いただきました、本日から小高特別委員にご参画いただいております。小高特別委員からも本説明に関しまして、何か補足説明等、または、お取組の状況などについて何かございましたらお願いいたします。

○小高特別委員 改めまして、コロンブスでございます。

簡単に私どもの会社の説明をさせていただきます。

弊社は、1919年創業いたしまして、それ以来、現在に至るまで靴クリーム、防水スプレー、そして靴用品ですね、靴を磨くためのブラシとか、クロスとか、キーパーとか、靴ベラですね、そういったものを企画、製造、そして販売をさせていただいております。

今回お話に上がっております防水スプレー、靴用の防水スプレーに関しましては、主力の私どものブランド、「アメダス」というブランド名で1987年、今から33年ほど前から販売のほうを開始しております。

1994年に選定された暫定指針に沿った内容液を弊社のほうで開発、製造しまして、それに伴い缶の表示の変更を行い、製造、販売を続けさせていただいております。

その後、何度か指針が変更になった際は、その都度、処方をより安全なものへ変更してまいりました。

また最近では、化学物質のPFOAを含むC8と呼ばれる物質の排除、処方の切替えを済ませております。

そして、消費者の方、私どもの防水スプレー、主に全国の靴屋さん、ホームセンターさん、量販店さんの売場で消費者の方が購入していただいておりますが、そういった得意先様へは、先ほど配付していただきました、ちょっと小さいんですけども、こういう使用時の注意点を書き出したものを売場で設置させていただきまして、消費者の方に告知をしております。

今回、この後、いろいろアンケート結果やらの実証の見分を勉強させていただきまして、それを持ち帰り、今後、いろいろ改善等をより力を入れて行っていきたいと思っております。

本日はよろしくお願いたします。

○越山会長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、議事の2に入らせていただければと思っております。

それでは、資料2、防水スプレーの使用に関するアンケート調査結果について説明をお願いします。

○松田統括課長代理 それでは、資料2、防水スプレーの使用に関するアンケート調査結果をご覧ください。

特徴的な結果について、1ページから3ページの概要の内容を中心にご説明いたします。

3ページをご覧ください。

今回のアンケートは、東京都に居住する 20 歳以上の男女、1,757 人を対象にプレアンケート調査を行った後に、「防水スプレーの使用経験がある」と回答した 1,052 人を対象に本調査を行いました。

まず、プレアンケート調査結果になります。4 ページ、図 1 をご覧ください。

防水スプレーを使用した経験がある人は、全調査対象 1,757 人のうち 1,052 人、全体の約 6 割でした。

図 2 をご覧ください。

防水スプレーを使用したきっかけは、「雨や雪などで衣類や靴が濡れるのが嫌だったから」が 54.5%で、次いで、「衣類や靴などの撥水効果がなくなってきたから」が 34.8%でした。

飛びまして、6 ページ、図 4 をご覧ください。

最も使用経験の高い対象物は革靴で、使用経験者の 63.7%が使用していました。次いで、布靴、傘となりまして、靴への使用が最も多かったです。

図 5 をご覧ください。

使用未経験者の使用しない理由は、「防水スプレーを使用する必要性を感じない」の割合が圧倒的に高く 67.1%でした。

防水スプレーの使用経験のある 1,052 人に対して行った本調査結果に入ります。

まず、防水スプレーの購入についてです。7 ページ、図 6 をご覧ください。

使用経験者のうち、自ら使用するために購入した経験がある人は 93.8%で、そのうち約半数が「1 年以内」または「1 年～2 年以内に購入」していました。

図 7 をご覧ください。

購入のきっかけは、「持っていた防水スプレーを使い切った」が約半数でした。

8 ページ、図 8 をご覧ください。

購入した種類は、「革靴用」が最も多く 26.4%でした。

図 9 をご覧ください。

購入場所では、「靴店」が最も多く 26.4%で、次いで、「ホームセンター」で 23.7%でした。

または、インターネットによる購入は 9.1%で、多くの人が実店舗で防水スプレーを購入していました。

9 ページ、図 10 をご覧ください。

使用上の注意事項については、購入時の店内掲示物やインターネット購入画面等で目に

したことがある人は53.5%でしたが、購入店で定員から口頭説明を受けた人は10.7%でした。

一方で、説明を受けていない、注意書きを目にしていない人は24.0%でした。

図11をご覧ください。

購入時の基準や理由は、「効果・性能」が最も多く63.2%、次いで、「価格」が56.7%でした。

10ページ、図12をご覧ください。

購入・使用の目的は、「防水・撥水効果を持たせるため」が95.5%となり、次いで、「汚れを防止するため」が34.6%でした。

ここから防水スプレーの使用実態についてです。図13をご覧ください。

防水スプレーの使用前には、全体の9.4%が注意事項を「全部読んでいる」、45.4%が「だいたい読んでいる」と回答しております。

一方で、回答者の20.6%が「ほとんど読んでいない」、「まったく読んでいない」と回答をしています。

11ページ、図14をご覧ください。

使用時の注意事項について知っているものを尋ねると、「必ず屋外で使用する」が65.7%、次いで、「吸い込むと有害である」が56.3%、「風通しの良い所で使用する」50.0%で、いずれも5割を超えました。

一方で、「マスクをつける」は15.2%でした。

飛びまして、13ページ、図16をご覧ください。

使用時の行動で、「当てはまる」、つまり、そのように行動している割合が最も高かったのは、「霧を吸い込まないように気をつけている」が72.5%、次いで、「子どもやペットのそばで使用しない・近づけない」72.4%、「屋外で使用する」70.9%の順でした。

屋内での使用については、換気のある状態での使用に「当てはまる」と答えた人が23.6%、換気のない室内での使用に「当てはまる」と答えた人が8.6%でした。また、マスクをつけるに「当てはまらない」が51.5%で、マスクの着用率が低いことが分かりました。

飛びまして、15ページ、図19をご覧ください。

使用時の対象物との距離ですが、「10～20センチ程度」と答えた人が最も多く49.8%、次いで、「20～30センチ程度」が35.7%でした。噴霧が微細化し、吸入する危害の可能性が高くなる「50センチ以上」と回答した人は0.9%でした。

16 ページ、図 20 をご覧ください。

注意表示のわかりやすさについて尋ねたところ、表示の色、記載されている内容については、5割から6割が「わかりやすい」、「ややわかりやすい」と肯定的な回答になりましたが、一方で、5割程度が、文字の大きさ、表示全体の大きさについて「わかりにくい」、「ややわかりにくい」と回答していました。

18 ページをご覧ください。

注意表示や注意喚起方法等に関する自由回答を表 1 にまとめました。その中で、「文字サイズ」に関する改善要望が最も多く、「注意事項の強調」、「イラストによる注意」を提案する意見もありました。

また、「注意喚起方法」では、誤使用のリスクの具体的周知や、メディアの活用による危険性の啓発などの意見がありました。

それから、22 ページに行きまして、ここから防水スプレーの使用による事故の実態についてとなります。22 ページ、図 22 をご覧ください。

吸入事故の発生を認知した情報源では、「スプレー缶表面の注意表示」が 21.3%で最も多く、次いで、テレビのニュース・番組 17.1%でした。

一方で、回答者の 46.4%が「事故が起きていることを知らない」と回答しています。

23 ページ、図 23 をご覧ください。

使用による危害・ヒヤリハット経験をした人は、使用経験者のうち 12.7%、134 件でした。後ほど説明しますが、そのうち 58 人が体調が悪くなったと回答しています。

24 ページ、図 25 をご覧ください。

年代別では、60 代・70 代以上の危害・ヒヤリハット経験の割合が他年代よりも低い傾向でした。

25 ページ、図 27 をご覧ください。

危害・ヒヤリハット経験をした場所は、「玄関（室内）」が最も多く、経験者のうち 35.1%でした。「屋外（風あり）」の経験者は 22.4%でした。

26 ページ、図 28 をご覧ください。

危害・ヒヤリハット経験時に使用していた防水スプレーの種類は、「革靴用」が最も多くなりました。

図 29 をご覧ください。

危害・ヒヤリハット経験時に防水スプレーを 1 本以上使用した回答が、13.0～26.0%もあ

りました。

27 ページ、図 30 をご覧ください。

危害・ヒヤリハット経験時に使用していた防水スプレーの対象物は、「革靴」が多くなりました。この結果と図 28 の結果から、危害・ヒヤリハット経験時に使用していた防水スプレーの種類も、それから、対象物の革靴が多い結果となりました。

図 31 をご覧ください。

危害・ヒヤリハット経験時の使用対象物の数量では、いずれの対象物でも三つ以上のケースが 6.7～16.4%あり、使用量が多くなりがちな複数の対象物への使用ケースがみられました。

30 ページ、図 34 をご覧ください。

危害・ヒヤリハット経験時の使用状況は、「霧を吸い込まないように気を付けていた」が 50.0%、次いで、「風向きに注意していた」が 37.3%でした。

一方で、「マスクをつけていた」は 13.4%でした。

31 ページ、図 36 をご覧ください。

危害・ヒヤリハット経験の要因の認識は、「室内で使用した」34.3%、「換気が不十分だった」32.1%で、室内で使用したという認識が多く、また、「マスクをしていなかった」も 29.1%と多いことが分かりました。

図 37 をご覧ください。

危害・ヒヤリハット経験時の使用者は、「回答者自身」が 85.8%と最も多く、次いで、「同居者（家族）」16.4%でした。

32 ページ、図 38 をご覧ください。

使用者の周囲には、「誰もいない」が最も多く 66.4%、次いで、「回答者自身を除く大人」が 28.4%でした。

図 39 をご覧ください。

体調が悪くなった人がいたかどうか尋ねたところ、「体調が悪くなった人はいない」が最も多く 56.7%で、体調を悪化させたケースで最も多いのは、「回答者自身」で 41.0%でした。

34 ページから 36 ページまで、危害・ヒヤリハット経験の状況の詳細について分類して、表 4 にまとめております。

37 ページ、図 41 をご覧ください。

症状は、「咳」が最も多く 50.0%、次いで、「気分が悪くなる・吐き気がした」が 41.4% でした。

図 42 をご覧ください。

症状軽快までの期間は、「当日中」が 74.1%で、次いで、「1 週間未満」が 15.5% でした。

38 ページ、図 43 をご覧ください。

通院の状況は、「病院には行かなかった」が最も多く 82.8%で、通院が計 12.1%、7 件 でしたが、入院したケースも 1 件ありました。

図 44 をご覧ください。

危害経験の際に有していた持病等は、「特にない・わからない」が 55.2%で、喫煙習慣が 過去あったのが 20.7%、危害経験時にあったのが 17.2% でした。

40 ページ、図 46 をご覧ください。

危害・ヒヤリハット経験の後、製品の相談・報告の有無と相談先は、「報告しなかった」 が 84.3%と最も多く、相談したケースでは、「メーカー」が最も多く 9.7% でした。

図 47 をご覧ください。

相談・報告しなかった理由は、「相談・報告するほどのものではないと思ったから」が 最も多く 67.3%であり、次いで、「特に理由はない」が 18.6% でした。

41 ページから 44 ページまで、防水スプレーの安全性に係る全般意見について、自由記述 をしていただいたものを分類し、代表的なものを抜粋して掲載しております。

以上で資料 2、アンケート調査結果の説明を終わります。

○越山会長 どうもありがとうございます。

それでは、このアンケート調査結果について、ご意見、ご質問等がございましたらお受け したいと思います。

まず最初に、会場にお越しの皆様の方から、ご質問、またはコメント等がございました ら、お願いいたします。いかがでしょうか。

今回の調査は東京にお住まいの方を対象にしていますが、雪が多い地域や、台風等で雨に よる被害があった地域などの地域性や季節性の指摘などもあろうかと思いますが、もしな にかあれば、お願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでしたらリモートでご参加の皆様を含めましてご意見等、またご質問等がございま

したら、お願いいたします。あれば挙手でも、手のマークでも、どちらでも結構です。

いかがでしょうか。

このアンケートの集計の過程でお伺いした中には、1本丸ごと、一時期または1回でお使いになっているというようにお声もあったとか、多分、小さなボトルをお使いになったのかも知れませんが、そういう使用もあるのかなと思ったりしました。

会場またはリモート、どちらからでも結構ですので、もしご質問、またはご意見等ございましたら、お願いいたします。

もしよろしければ、報告書にはこのまま掲載することになるとは思いますけども、その前に確認しておきたいこととかがございましたら、引き続きまして、質問も含めまして、事務局のほうに別途ご連絡をいただいても結構かと思えます。

よろしいですね。

それでは引き続きまして、次の資料3、防水スプレーの使用に関する検証実験結果について説明をお願いいたします。

○松田統括課長代理 それでは、資料3、防水スプレーの使用に関する検証実験結果についてご説明します。

2ページをご覧ください。

検証実験は大きく分けて、気流可視化測定と実際の噴霧状態の比較検証と気流可視化測定の二つを実施しました。

まず、気流可視化測定と実際の噴霧状態の比較検証です。

第1回協議会でもお示ししましたが、赤外線カメラにより温度情報を捉え解析することで、気流の流れを可視化する方法、この実験では気流可視化測定といいます。この方法で防水スプレーの噴霧粒子の流れを表現できているかどうか、言い換えると、この方法を防水スプレーの噴霧粒子の可視化に用いてよいか、まず比較検証を行いました。

3ページから6ページにかけて比較検証の実験方法を記載しています。

実際の噴霧粒子の分布を調べるために、赤外線カメラによる撮影と噴霧粒子の捕集を同時に行いました。

3ページ、表1に使用した防水スプレーを示しました。

噴霧粒子の捕集は、感水試験紙と光学ミラーで行いました。

4ページ、図1のように、床に防水スプレーの固定台座と、噴霧範囲確認のための50cm間隔の基準バーを有するジグにカバーをかぶせて、感水試験紙と光学ミラーをその上に

設置しました。

赤外線カメラの撮影条件を5ページ、表3に、撮影と捕集の手順を表4に、それぞれ示しました。

6ページに示すように、感水試験紙は噴霧粒子の付着によって生じた変色面積の算出を、光学ミラーに付着した成分のフーリエ変換赤外分光光度試験をそれぞれ行いました。

7ページから12ページにかけて、気流可視化測定の実験方法を記載しています。

7ページの表7に使用した防水スプレーを示しました。

噴射対象物は表8に示すように、靴、傘、衣類としました。

赤外線カメラの撮影と防水スプレーの噴霧は、比較検証とほぼ同じ手順で実施しました。

8ページから9ページの表9に示しますように、48の条件で実験を行いました。

それでは、実験結果について報告いたします。

まず、比較検証の実験結果となります。13ページをご覧ください。

赤外線カメラの測定結果について、14ページ、15ページの図7に示しますように、噴射剤が炭酸ガスの製品は、噴霧方向に約1.0m、これはちょっと分かりにくいのですが、この噴霧粒子が4秒経過したときに最大到達になっております。

それから、噴射剤がLPGの製品は約2.3m、これは噴射して6秒を経過したときに最大到達になっております。それぞれ気流を確認しました。

16ページをご覧ください。

感水試験紙の変色面積の算出結果です。

噴射剤が炭酸ガスの製品は、噴霧方向で0.5mの位置の感水試験紙で変色面積の割合が高いことを確認しました。これは17ページ、図9にお示ししています。

それから、噴射剤がLPGの製品は、噴霧方向に0.5m、1mの位置の感水試験紙で変色面積の割合が高いことを確認しました。これは19ページ、図10にお示ししています。

各感水試験紙の評価面積、これは赤の面積になりますけれども、それに対する変色面積、緑の面積になりますが、その百分率の分布図を25ページの図13、14に示します。少し分かりにくいのですが、例えば、17ページの噴霧方向0.5m、広がり0m、真ん中になりますね、試験紙を見ると黒く点々と変色をしております。

これを21ページの図11、同じ位置で見ますと、赤の中に緑の点が浮いていますが、これを二値化処理と呼ばれるデジタル処理をすると変色面積が数値化できます。それを作業にプロットしたのが25ページ、図13ということになります。

26 ページをご覧ください。

光学ミラーに付着した成分のフーリエ変換赤外分光光度試験の結果になります。

噴射剤が炭酸ガスの製品では、図 15 の矢印で示すように、噴霧方向に 0.5m のミラー付着成分のスペクトル、波数という単位がありますが、1260、それから、1100~1000、それから、 800 cm^{-1} 付近に、凹んでいます。これが赤外光を吸収した証になります。これはシリコーン樹脂のケイ素と酸素の結合であるシロキサン構造由来と考えられる吸収ですので、それを確認いたしました。

一方で、噴霧方向に 1 m 以上離れたミラー付着成分のスペクトルでは、これらの吸収は確認されませんでした。

噴射剤が L P G の製品でも、27 ページの図 16 で示しますように、噴霧方向 0.5m、1 m の位置のミラー付着成分のスペクトルで、同じくシロキサン構造由来と考えられる吸収を確認しました。

さらに、1.5m の位置のミラーについても、同じ波数付近で非常に弱い吸収が確認されたことから、シリコーン樹脂が存在している可能性が高いということになります。

一方で、噴霧方向に 2 m 以上離れたミラーの付着成分のスペクトルでは、これらのシロキサン由来と考えられる吸収は確認されませんでした。

28 ページをご覧ください。まとめになります。

赤外線カメラによる気流可視化測定、感水試験紙の変色面積、光学ミラー付着成分のフーリエ変換赤外分光光度試験を比較しました。表 12 と 13 で示しますように、感水試験紙の変色面積の割合が 0.5% 以上を○、0.5~0.1% を△で、0.1% 以下を×としました。

光学ミラー付着成分のフーリエ変換赤外分光光度試験については、シロキサン構造由来と考えられる吸収のピークにおける透過反射率の値が 99.5% 以下のものを○、99.5%~100% 以上のものを△、100% のものを×としました。

感水試験紙の変色面積とフーリエ変換赤外分光光度試験の結果とを比較しますと、気流可視化の測定結果の方がより広い範囲をとらえていました。

感水試験紙及び光学ミラーは液体成分、すなわち、主剤から生じた噴霧粒子のみを捕集していることに対して、赤外線カメラでは液体成分と気体成分、これは気体成分のほうですけども、噴射剤や主剤の揮発性有機溶媒のどちらもとらえており、気体成分のほうがより遠くまで流れたと考察されます。よって、赤外線カメラによる気流可視化測定は、より安全側の評価を行っているということが出来るため、気流可視化測定による噴霧粒子の可視化は

有効であると判断しました。

次に、気流可視化測定の結果となります。ここで靴・傘・衣類を噴射対象物として、気流可視化測定をして出力した動画をお見せしたいと思います。動画再生をお願いします。

まず、29 ページ、表 14 の条件 1-2-3、シリコーン系、噴射剤・炭酸ガス、屋内・無風、靴の条件です。

次に、同じ表の条件 1-2-4、シリコーン系で噴射剤が L P G、条件、屋内・無風、対象物・靴です。

次に、条件 2-2、シリコーン系、噴射剤・ L P G、条件、屋内・無風、対象物・傘になります。

次に、条件が 12-2 になります。シリコーン系、噴射剤・ L P G、条件、屋外・向かい風、対象物・衣類になります。

動画再生は以上となります。

33 ページをご覧ください。

防水スプレーの種類による差異について、屋内・風無しの条件で靴に噴霧して比較しました。図 17 で示しますように、噴霧粒子の広がり、噴射剤の炭酸ガスと L P G、主剤のフッ素系、シリコーン系をおのおの組み合わせた 4 製品で、ほぼ同一の傾向が得られましたが、主剤にシリコーン系、噴射剤に L P G を用いた対象製品で噴霧粒子の流れがやや広がりました。

34 ページをご覧ください。

噴霧者の顔と噴霧対象物の距離の関係につきましては、表 16 で示しますように、噴霧者の顔と噴霧対象物の距離が近いほど、噴霧粒子の流れが顔に近くなる傾向を確認しました。追い風で噴霧対象物を床または地面に置いた状態で噴霧する場合は、跳ね返りの影響により顔に噴霧粒子が近づく場合があります。屋外・向かい風で噴霧対象物が衣類の場合は、噴霧対象物との距離を確保しても噴霧粒子が噴霧者の顔に近づく傾向を確認しました。

飛びまして、40 ページをご覧ください。

屋内の風向きの影響につきましては、表 17 で示しますように、靴の場合は向かい風で、衣類の場合は風無しで、噴霧粒子の流れが顔に最も近くなる傾向を確認しました。靴を床に置いた場合に噴霧粒子の跳ね返りが生じたことや、衣類では噴霧粒子の滞留が生じることなど、噴霧対象物の形状、背面、設置状態との関係によっては風が噴霧粒子の流れに影響を与えました。傘の場合、追い風と向かい風で、風無しより噴霧粒子の流れが噴霧者の顔に近

づきました。

44 ページをご覧ください。

屋内、屋外での向かい風・追い風の比較については、表 18 で示しますように、気流が変化しやすい屋外では、屋内と比較して噴霧粒子の流れの乱れが生じることを確認しました。向かい風で噴霧する場合は屋内外で噴霧粒子の流れの向きの差はありませんでしたが、追い風では屋外の方が噴霧者の顔に噴霧粒子の流れが近づくことを確認しました。

47 ページをご覧ください。

表 19 は 48 ページになりますが、吸入リスク高い噴霧粒子の流れが噴霧者の顔から最も近くなる条件をまとめています。

これまでの結果を吸入事故防止のための考察としてまとめました。

48 ページのオになりますが、①としまして、噴霧対象物と離れた状態で噴霧を行うことで安全性が高まりますが、噴霧対象物とその背面からの跳ね返りに注意する必要があります。

②としまして、向かい風で噴霧粒子が顔に近づく傾向にはありますが、噴霧対象物の形状、背面、設置状態との関係によっては、必ずしも当てはまらないため注意が必要です。

③屋外で噴霧する際でも、気流の変化による噴霧粒子の流れに乱れが生じ距離の効果が得られないことがあるため、マスクを着用し、距離を維持しつつ風向きに常に留意する必要があります。

資料 3、検証実験結果についての説明は以上となります。

○越山会長 どうもありがとうございました。

それでは、この検証実験結果について、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いしたいと思えます。

まず最初に、会場にお越しの皆様の方から、確認しておきたい点、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、お願いいたします。

○登坂特別委員 化学製品 P L 相談センターの登坂です。

この検証実験の結果を見て、これだけを見ると、むしろ、屋外、屋内という差はあまりなくて、むしろ、屋外のほうが条件によってはよくない。これは気流について見ているからという理解でよろしいんですかね。屋内、屋外で、いい悪いというのは、圧倒的に屋内が悪いというふうに今まで思っていたんですけども、それはこの気流の影響だけじゃなくて、密

閉された空間だと薬剤が舞い散ったものがその中にとどまるから、その濃度が高くなるからというふうに理解していたんですけども、今回はそれを除外して、気流の影響について見たという理解をしておけばよろしいのでしょうか。

○越山会長 風向きの違いなどの条件もあろうかとは思いますが、屋外での使用であっても注意を要する場合があります。得ることがわかったかと思えます。

そのため、一概に使用状況として必ず屋外で、というような注意喚起は妥当ではない場合もあると思われま。その辺りの使用者への注意喚起のやり方、または、そういう認識をどう我々は捉えるかという部分は、今回の一つの課題になるんでしょうねとは、この結果からはそう私も思っております。

○登坂特別委員 気流として可視化できている部分を越えた後は、もっと微細化されたものが中にたまっているの、それは密閉空間のほうがたまりやすいから、その影響はありますよと、前提があった上での話というふうに捉えてよろしいのかなという話なんですけど。

だから、そうであるのであれば、室内、屋外であれば換気があって、その薬剤が外へ排出される屋外のほうがよくて、屋外でも使い方によっては危ないよという話になるのか、いや、屋内、屋外関係なく使い方が一番問題ですよという話になるのかというのは、大分違ってくると思うんですけども。

○越山会長 そうですね。多分、屋内の玄関みたいなどころでの密閉空間で使用すると、床に置いた靴に使用する場合などはスプレーされた気流が下のほうにたまり、床面をぬらすような感じで残る場合もありそうでした。つまり、隔離された玄関内などで滞留した場合、吸引時のリスクを考慮する必要があると。言うことでしょうか。今回の実験の範囲内では、下から上に跳ね返ってくるケースってあまり見受けられなかったの、その辺りの解釈は再考していった方が良くも。しれませんね。

はい、お願いします。

○松田統括課長代理 登坂委員がおっしゃるように、今回、その噴霧粒子の流れ、気流だけを着目しているというのは否めないと思えます。

です。ので、例えば、粒子はそのままずっと維持されるわけではなくて、多分、その溶剤等が揮散してって室内に滞留したりすると、それによる健康被害とかというのを考えられますので、そういう点もちょっと留意すると、屋内も屋外も同等に危ないですよとまでは言えないのではないかと。いうふうには考えています。その辺、ちょっと先生方のご意見等をいただきたいかと思えます。

○越山会長 今回の実験は実施する前に一度、ラボの状態や、試験をする条件について事前に拝見しましたが、その経験も踏まえてでも結構ですが、今のようなご指摘もあっていいのかも知れませんね。皆様、どのようにご解釈されましたでしょうか。

○太田特別委員 日本エアゾール協会の太田です。

屋内と屋外、今までこういう気流の確認がなかったわけですね。ですから、気流の新たな発見という確認ができたということですね。

防水スプレー、そのほかもそうなんですけども、要は吸入毒性、吸入による障害というのは、先生も先ほどお話しされましたように、一定の場所で曝露状態、時間、積算になるわけですね。

屋外ですと気流は確かに、こういう状態が顔の前にこう流れたとしても、曝露状態、時間的には非常に短いんですね。ところが、屋内の場合には、それが密閉した、ある一定の容積の中でやりますと、全てそれが滞留して、曝露時間が長くなるという、その差だと思うんですよ。ですから、これが屋外の気流が逆向きがどうかで、有害性があるというジャッジメントはちょっとおかしいのかなと。要は、屋内と屋外の気流が新たなるこの赤外線の状態を確認ができたという例だと思います。

有害性の議論をするときには、曝露のこの密閉の状態がどれだけ一定時間曝露されたかという。ですから、俗に言う厚生労働省の毒物、劇物の吸入毒性の試験法ですね、CD50でどうであるかというほうのジャッジメントをしたほうがいいのかなど。それに対してこの先ほどのデータを示すのがSDSで、通常のエアゾールの場合には有害性が、その曝露状態が続かないという前提で区分1になっているわけですね。ただし、薬剤がいろんなものが入ってくると区分がどんどん上がってリスクが高くなるということだというふうに私は判断しております。

○越山会長 どうもすみません、急にお願いしまして。

本件の議論もそうですが、ほかに何か実験結果、また実験状況に関してご質問、ご意見等はございますでしょうか。

釘宮委員、お願いします。

○釘宮委員 すみません。

○芦澤特別委員 スリーエムの芦澤です。ご発言の機会、ありがとうございます。

今回の試験、確かに今、太田委員がおっしゃいましたように気流の流れという面では、出たと思うんですけれども、防水スプレーの中毒事故は何年か前に、死亡事例が出たというこ

ともあるんですけども、一般的な成分としては有機溶剤とフッ素樹脂、シリコン樹脂等の樹脂成分ですけども、一般の有機溶剤中毒の中枢神経系と違って肺障害、呼吸器系に障害を与えるのはおかしいというところから始まって、というのが出て、やはりそこでエアゾール、エアゾールの粒子がどうなっているのかという発想ですよ。当然そのためには個々の製品の化学物質の安全性以外にも製品としての毒性の安全性というものにも関わってくる。ですので、気流だけでいっちゃいますとやっぱり有機溶剤の中毒ですとかそちらのほうも心配すると、これは当然メーカーとして考えないといけないことなんですけれども、重篤な状況になるという部分では、やっぱり大田委員がおっしゃっていましたように、粒子という観点もこの中に入っていないとリスクという面では考えるのはちょっと、片手落ちという変ですね、情報としては足りないのかなというふうに考えます。

○越山会長 芦澤委員、どうもありがとうございます。

皆様、よく聞こえましたでしょうか。

○芦澤特別委員 聞こえましたか。すみません。

○太田特別委員 日本エアゾール協会の太田です。

先ほど聞き取りにくかったんですけども、芦澤委員さんが言われた前回の防水スプレー等による死亡者が出たという発言は波多野先生もご存じだと思いますけれども、それは間違いであったということです。ですから、今、防水スプレーの安全確保マニュアルのところにも防水スプレーによる死亡者の記載はありません。ですから、もう一度熟読をしていただきたいと。誤った情報が発信されるのはいかなものかなと思いますので、もう一度、波多野先生のほうもご存じですので、ご確認をお願いしたいと思います。

○越山会長 波多野先生、何かコメントはございますでしょうか。

○波多野特別委員 中毒情報センター、波多野でございます。聞こえますでしょうか。

○越山会長 はい、聞こえます。ありがとうございます。

○波多野特別委員 防水スプレーの死亡例の件ですが、私たちも資料を確認しまして、一般の健康な方が防水スプレーをお使いになって亡くなったという事例ではないと判断しております。もともとの既往歴のこと等もおありのようでしたので、私たちも死亡例があるとお伝えしていない状況です。太田委員がおっしゃっていることと合致しますでしょうか。

○太田特別委員 はい、合致いたします。

○波多野特別委員 はい、ありがとうございます。ですから「まぜるな危険」の塩素ガスのような形では、一般には言われていないかと思います。

以上でございます。

○越山会長 事務局のほうは、この死亡事例の入手というか情報に関して何か把握されているところはございますか。

○松田統括課長代理 我々が文献調査した中では死亡事例ありというのも見つけたというか発見はしたんですけれども、ただ、エアゾール協会様にご確認をしまして、太田委員からもあれは死亡事例ではないということをお聞きしておりますので、うちとしても死亡事故はなかったというふうに認識しております。

○越山会長 それは国内の事故ですか、海外ですか。

○松田統括課長代理 国内です。

○越山会長 国内。

○松田統括課長代理 海外では、うちの調べた中では死亡例があったようです。

○越山会長 では、他の事例なのかも知れませんが、確認できれば良いですね。

○松田統括課長代理 はい。

○越山会長 ということで、芦澤委員のご指摘の事例は我々が確認している事例とは違うのかも知れませんが、その辺りは確認といますか、引き続き何か情報がございましたらいただけるとありがたいと思います。

○芦澤特別委員 分かりました。再度ご確認して、松田様と一回お話しするようにいたします。

○越山会長 どうもありがとうございます。

本件についてよろしければ、先ほど釘宮委員のほうからご意見がありましたので、先に釘宮委員、お願いいたします。

○釘宮委員 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の釘宮でございます。

実験結果のほうにつきまして拝見して、先ほど登坂委員がおっしゃったように、この実験結果を見る限りにおいては屋外で使うことが必ずしも安全ではないというような、そういった結果になっていることについて私もちょっと驚いたところではあるんですけれども、その実験の結果と、それからアンケート調査の結果とやはり両方併せて見るということが必要ではないかなというふうに思っております。資料の2の25ページに図27というのがあるんですけれども、これは危害・ヒヤリハット経験の場所を聞いた質問のところになるんですが、そこでは玄関(室内)で使ったときにヒヤリハットの経験をしたというのが35.1%が一番多いわけですね。ですから、やはり屋内で使ったときのほうがヒヤリハットの経験が

多かったということが出ていて、次が屋外（風あり）の22.4で、屋外（風なし）が14.2 というようになっています。この両方の結果を併せて見たときには屋内のほうがやはり危険性といえますか、ヒヤリハットの経験が多いんだというところは見てとれるところではないのかなというふうには思います。

あとは、例えば実験結果の中ではLPGと、あと炭酸ガスを比べたような、そういった比較というのもあったわけですが、そこでいうとどうもLPGのほうが何か噴射の距離ですか、それがちょっと長いというような結果も出ているようです。顔に近づくのが屋外のほうが高かったという結果だけではなくて、ほかの部分、それからほかの調査の結果と併せて見るということをしていくほうが良いというふうに思います。

以上です。

○越山会長 はい、そのとおりですね。

はい、お願いします。

○鈴木委員 釘宮委員の追加的な意見として、私たち使用者からしますとアンケート調査の実態からも屋外なら大丈夫という感じが見受けられるんですね。でも、今回のテスト結果によりますと、いや、必ずしもそうじゃない、やはり屋内であっても屋外であってもマスクの着用が必要で、しかしマスク利用者が少ないかというのが問題ではないかと思います。注意喚起の中にマスクの着用という注意をなるべく強調したほうが良いのではないかということが、このアンケート結果とテスト結果から見えてきたと思います。

以上です。

○越山会長 一つ理論的な解決策をご提案というかご指摘いただいたと思います。非常にありがたいと思う次第です。

ほか何か。はい、河上先生、お願いします。

○河上特別委員 すみません。国立衛研の河上ですけれども、一つ前のところで噴射剤の話があったと思います。ちょっと確認したいんですけれども、47 ページのところのまとめのところにLPGを使った場合とかシリコンを使った場合と、いろんなそれで差があったというようなことが書いてあって、ただ、ノズルやの口などによって影響がありますよという話があるんですけど、これは最初そもそもの設定として同じノズルのものを使って、ガス以外とか主剤以外全て同じ条件のスプレーを使っているんでしたでしょうか？そこをちょっと確認したいんですけれども。

○松田統括課長代理 事務局です。

ノズルの形状につきましては、条件をそろえているということはないです。ですので、ガス以外にもノズルの形状等は違ったものを使っています。

○河上特別委員 最初の噴射圧の設定のところも違うということですよ。多分。

○松田統括課長代理 少々お待ちください。

市販の防水スプレーを使っておりますので、その辺はちょっと条件を合わせているとは言えないということになります。

○河上特別委員 なので、考察のところに噴射剤の違いとかのことはあまり触れにくいかなというふうにちょっと思いました。そのそもその製品の影響が大き過ぎるので。

○松田統括課長代理 分かりました。

○河上特別委員 あともう一つ、48 ページのこの考察のところに、オの2番目の、ちょっと私がよく理解できてないんですけど、向かい風で噴霧粒子がというところがあるんですけど、噴霧粒子が噴霧者の顔に近づく傾向があるが、必ずしも当てはまらないために注意が必要であると、この注意が必要であるというのは何に注意が必要なのかがよく分からないんですけど、向かい風で噴霧すると近づく傾向があるから注意が必要だと思うんですけど、この必ずしも当てはまらないというのがあると、これがちょっと、逆にこれは顔に近づかないかもしれないけど注意が必要であるという、ちょっとここは私にとっては読み込みにくい文章なんですけど。

○松田統括課長代理 先生のおっしゃるとおりかもしれないです。表現については検討します。

○越山会長 河上先生、どうもありがとうございます。確かにそうですね。

検証実験の試験条件は、研究室内の標準化された状態での研究的なものではなく、実践的なものです。その意味でも、確かにご指摘助かります。

ほか何か、会場からでもリモートからでも。

波多野委員、お願いいたします。

○波多野特別委員 私から、まず1点、先ほどちょっと死亡例のお話が出たかと思いますが、恐らく1994年に起きた事故で、マスコミ等で95年に報道されたものがありまして、そのことをおっしゃっているのではないかと思います。もしご確認される場合は1994年で患者さんが56歳の男性の方という事案ではないかと思いますので、ご参考になさればよろしいかと思います。それが1点ですね。

あと、よろしいでしょうか、引き続き。

もう一点はコメントですけれども、先ほどからそれぞれの委員の方がおっしゃっていますように、私も今回のこの検証実験を拝見いたしまして、思ったより屋外で結構広がるということが映像として把握できたということは大きかったと思っております。やはり先ほど鈴木委員がおっしゃっておられたように、これまでは屋外でさえ使えばよいのではないかという認識を持たれていたかもしれないですけれども、今回のこの実験結果から「屋外であっても条件によっては」ということがある程度誤解のないように伝えることができればよいと思います。あとはやはりマスクの推奨に結びつけるのがよいのではないかと思います。

以上でございます。

○越山会長 ありがとうございます。

波多野先生、先ほどの94年の事故というのは、撥水スプレーを利用中だったと明確に書かれているのでしょうか。

○波多野特別委員 私が把握している事例では、ある雑誌に「防水スプレー中毒でついに死亡事故」という記事が出たものがあったようです。

○越山会長 はい、どうもありがとうございます。

○波多野特別委員 その記事の情報ではないですけれども、周辺情報から因果関係は甚だ分からないと私どもは判断しております。

○越山会長 現時点でわかる範囲の情報かと思えます。どうもありがとうございました。

○太田特別委員 日本エアゾール協会の太田ですが、河上先生がお話しされたのは商品によってスプレーボタンとかガスの圧力が変わるのに確認したかということなのですが、防水マニュアルの手引きの148ページを皆さん後で確認していただきたいと思えます。要は、スプレー製品の記事がどういう状態にするかというファクターが、原液とガスの比率とか噴射剤の圧力、バブルという部分ですね、その孔径とかボタンの孔径、それによって全部、先ほどの霧の状態というんですか、霧のパターンとか粒子の大きさを変えることができるという文献を日本エアゾール協会の添付資料で載せておりますので、手引きの、何ページでしたかな、後で出てきますけれども、自主基準のところ、115ページから144ページをもう一度見ていただきたいと思えます。

○越山会長 申し訳ございませんでした。どうもありがとうございます。

もう一点確認したのですが、屋外での使用を促す警告、注意表示というのは、業界団体といますか厚生労働省さん等が共同で作られたマニュアルの中にそう書いてあるというこ

と为什么呢。

○太田特別委員 屋外で使用してくださいという自主表示の例で記載しております。

○越山会長 なるほど。ということは、そこまで踏まえて我々は何らかの見解を示さないといけない可能性が出てきましたね、ありがとうございます。

ここで、時間が押してまいりましたので、大変申し訳ないですけど、一旦ここで次の議題に進めさせていただければと思います。申し訳ありません。また時間がありましたら戻れば結構かと思います。

それでは、議事の2の防水スプレー等の安全対策の検討についてということで、第1回協議会でのご意見、それから業界団体の皆様の取組の現状、アンケート調査、検証実験の結果を踏まえて、資料4、現状と課題の整理、それから資料5、今後の取組、要は提言案ですね、について事務局のほうで整理していますので、それについて説明を受けたいと思います。お願いいたします。

○松田統括課長代理 それでは、資料4、防水スプレー等の安全に係る現状と課題についてご説明します。

資料4と5は、第1回協議会でいただいたご意見、各団体などへのヒアリング結果、アンケート調査結果、検証実験結果等を踏まえまして、現状と課題と今後の取組（提言案）をまとめたものです。

まず、資料4になりますけれども、1ページをご覧ください。

第1、防水スプレー等の使用による事故等の発生状況です。そのほとんどについては、第1回協議会の資料の事故事例、今回のアンケート調査結果の説明と重複しますので割愛させていただきます。

2ページをご覧ください。番号でいうと4の課題から説明いたします。

(1) としまして、防水スプレーの使用対象物は、靴が最も多く、また使用場所は玄関での使用が最も多かったことから、特に玄関を含めた屋内での使用に対する注意喚起を強化する必要があります。

(2) としまして、屋外でも、危害・ヒヤリハット経験が発生していました。屋外で注意して使用していても、急に風向きが変わるなどによる吸入も多かったことから、必ずしも屋外で使用すれば安全ではないことも留意して注意喚起を行う必要があります。

(3) 危害・ヒヤリハット経験時にマスクを着用していた人が少なかったことから、防水スプレーの使用時にマスクを着用することを強く推奨する周知啓発が必要ですよということ

になります。

次に、第2、商品の使用実態です。4までは今回のアンケート調査結果の説明と重複しますので、割愛させていただきます。

3ページをご覧ください。5の課題から説明いたします。

(1) マスクの着用率は低い結果となりました。また、屋内での使用実態も多いことがわかりました。防水スプレーの使用状況によっては危険を伴うことの消費者の認知向上が必要です。

(2) 表示の文字サイズやわかりやすさの改善に関する要望も多かったことから、記載項目の見直しとともに、消費者の立場に立った、読みやすい・わかりやすい注意表示方法の検討が必要です。

(3) アンケート調査での消費者の全般的な意見は、「製品の安全性の向上」に関する意見が最も多く、製品改善とともに安全性を確保する上で、注意表示の改善による注意事項の認知とその他の対策を通じた対策を通じた国内関係団体等による周知啓発の取組が重要です。

次に、第3、商品の安全対策になります。4ページになります。

5までは第1回協議会資料、業界団体等の取組、アンケート調査結果、検証実験結果等の説明と重複しますので、割愛させていただきます。

5ページをご覧ください。

このページの後半に、防水スプレー使用時に吸入リスク低減のために着用するマスクとして市販の不織布マスクでも十分であるとの根拠を記載しております。

飛びまして、7ページをご覧ください。6の課題から説明いたします。

(1) 日本エアゾール協会会員企業により最近生産された全ての製品は「自主基準」を遵守していますが、吸入事故が増加していることから、自主基準に基づく製品の安全性を確保するため、安全確認試験の継続的な実施を検討する必要があります。

(2) 商品における注意表示として、「使用時にマスクを着用する」と記載している商品は少なく、使用時にマスクを着用する必要性を認知している人も少なかったのですが、着用により噴霧粒子の吸入リスクを低減できると考えられるため、マスクの着用を強く推奨する表示や注意喚起を強化する必要があります。

(3) 使用経験者の約半数が商品に記載された注意事項を確認していましたが、注意表示に関しては、文字サイズの改善に関する意見を中心に、表示の見やすさの改善に関する意見

が最も多かったことから、商品における注意事項の表示方法について、消費者の視点での改善の必要があります。

(4) 日本では、防水スプレーについて安全データシートの消費者への提供は法的に義務付けられておらず、一部の事業者による自主的なSDSの公開に留まっていますが、事業者からの安全性に係る情報の開示・提供がより積極的に行われれば、消費者の認知向上や注意喚起に繋がるのが期待できます。

(5) 検証実験の結果から、屋外であっても、気流の乱れや対象物とその背面からの噴霧の跳ね返りによって、風向きに関わらず吸入に至るおそれがあることを確認しました。したがって、屋外での使用であっても、使用環境に注意して使用する必要があることも注意喚起する必要があります。

次に、第4、事故に対する認識・情報の収集ですが、3までは第1回協議会資料の海外事例、アンケート調査結果と重複しますので、割愛させていただきます。

8ページをご覧ください。4の課題から説明いたします。

(1) 使用経験者の約半数が使用による事故の発生を認知していなかったため、さまざまな情報媒体の活用を含めて、これまでよりさらに周知・情報発信の取組を強化する必要があります。

(2) 現状関係機関において収集されている危害情報は、危害全体の一部に留まると考えられるので、危害に至らないヒヤリハット経験の情報はほとんど報告されていない可能性があります。防水スプレー等の事業者は、これまで消費者が報告していなかったヒヤリハット経験も含めた情報を収集し、その情報を商品の改善に反映するとともに、周知啓発活動に有効に活用することで消費者の安全に対する意識を高める必要があります。

資料4、現状と課題についての説明は以上となります。

続きまして、資料5、現段階でのこれらの現状と課題に対して、資料5の防水スプレー等の安全に係る今後の取組（提言案）についてご説明いたします。この内容につきましては案としていまして、これから関係者の皆様と調整してまいります。

1ページをご覧ください。第1に、商品の安全対策となります。

1、自主基準（噴霧粒子径・付着率）の遵守、こちらは、製造事業者団体、製造事業者、販売事業者の取組となります。現在、国内生産品はすべて自主基準の安全確認試験の判定基準を遵守していることを確認していますが、防水スプレー等の吸入事故が増加していることから、これらの事故への対策となります。内容は、噴霧粒子径、付着率の基準適合状況の

定期的な確認で、一度、判定基準適応が確認された製品についても定期的な確認を行います。また、輸入品についても同様に確認します。

2としまして、自主基準（商品の注意表示）の改善です。こちらは販売事業者の取組となります。注意表示をより分かりやすく、また、マスク着用を必ず表示します。

（1）注意表示の必須記載事項。これは、自主基準では統一注意表示事項と書かれてありますが、その中に付帯文言というのがありまして、その付帯文言の記載の徹底ということで、自主基準ではマスク着用は付帯文言とされていますが、今後は必ず表示します。

（2）としまして、任意注意表示事項、これも自主基準の中でそう呼ばれているものがありますが、積極的な表示を行います。現状では任意とされている、提言案でアとイの項目を設けておりますが、提示した重要な注意事項や吸入リスクを今後は可能な限り表示していきます。

2ページをご覧ください。

（3）注意事項の記載表現の統一。これは注意事項ごとの表現やレイアウト、特に注意すべき事項の強調方法等を統一します。

次に、3といたしまして、消費者の理解を促す注意表示ということで、（1）としまして、適正な使用方法と使用時の注意事項に関する説明書を添付します。

（2）としまして、消費者が読みやすく・理解しやすい注意表示の改善をしますということになります。

次に、第2としまして、消費者の行動に結びつく注意喚起ということで、こちらは、まず安全な使用を促す具体的な注意喚起ということで、製造事業者団体、製造事業者、販売事業者、国、都、消費者団体の取組となります。防水スプレー等の使用時における安全確保のため、「防水スプレー等の使用時の注意事項」と「防水スプレー等の適正な使用方法」の二つの観点から、次のような消費者への注意喚起を行います。

（1）防水スプレー等の使用時の注意事項として、アとして避けるべき使用方法、イとして防水スプレー等の使用による事故事例の情報提供を行います。

3ページをご覧ください。

（2）としまして、防水スプレー等の適正な使用方法について情報提供をいたします。

次に、2、消費者への効果的な普及啓発です。こちらは、製造事業者団体、製造事業者、販売事業者、小売店、対象物の小売店、国、都の取組になります。

（1）としまして、防水スプレーの使用対象物として最も多い靴の販売店、またホームセ

ンターなどを対象として、販売時に注意喚起を促す依頼を含め、防水スプレー使用時の注意事項や使用による安全性の確保に関する情報を提供し、普及を促します。

(2) 周知に当たっては、消費者の認知向上に資するため、商品表面への表示とあわせて、SNS・ウェブサイトのほか、使用時の注意事項に係る動画の公開など、多様な媒体を複合的に活用することで消費者へのアプローチを強化し、防水スプレー等の安全な使用に対する消費者の意識向上を図ります。

次に、3、安全性に係る情報の開示・提供です。こちらは販売事業者の取組となります。防水スプレー等の安全データシートを、一部事業者が自主的に消費者向けにウェブサイト等で開示・提供していますが、消費者の製品安全に係る認知向上に資するため、さらに積極的な取組を進めます。

4 ページをご覧ください。

次に、第3、事故情報の収集と分析、共有です。

1、事故情報の収集体制の整備と事故情報の活用、こちらは販売事業者の取組となります。収集した事故情報を検証し、安全対策の立案・検討に活用することで、継続的に事故の未然・拡大防止に繋げていく仕組みを整備する必要があることから、事故情報の収集体制の整備、安全対策推進への事故情報の分析と活用や、事故情報の継続的な収集と対策・改善等の効果について、定期的な検証について検討します。

2 としまして、事故情報の収集と情報共有への協力、こちらは国、都の取組となります。

製品使用に関わる消費者の事故情報は、日本中毒情報センター、国民生活センター、医療機関ネットワーク、東京消防庁、消費生活センター、化学製品PL相談センターなどでも収集していて、これら各機関や販売事業者が収集した事故情報を集約し、事故の未然拡大防止に有効に活用できるよう、販売事業者によるネットワーク整備について検討と連携・協力をします。

資料5、今後の取組（提言案）についての説明は以上となります。

○越山会長 どうもありがとうございました。

それでは、これが今回のメインの議題になるかと思えます。実は今後の予定としてあともう一回この協議会を開催させていただいて、その協議会で最終的なこの提言案を詰めていって完結版にしたいと思っております。できましたら今回この資料4、並びに資料5についてご忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

まず、順番で言いますと資料4の現状と課題、要はアンケート調査と実験結果からこんな

ような考えを持ちましたよというような資料がございます。この資料4に関しましてご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

はい、お願いします。

○太田特別委員 日本エアゾール協会の太田です。

資料4の第1の以降、事故等の程度と件数、この説明の4行についてご質問したいと思います。都が把握した吸入事例、2015年から2019年の5年間で412件、そのうち東京消防庁が18件のデータが上がっていると。

一方、日本中毒情報センターが約1,000件、直近の約2年、3年は年平均100件出ております。そうしますと、東京都の1年平均、約82件、80件ですね、日本の全人口が1億2,700万人で年間100件です。単純な数字比較でいきますと、東京都の人口が1,300万人で年間82件、日本中毒センターのほうで1億2,700万人の人口で年間100件、単純にこの資料が出たときに人口比率で見た場合に東京都が非常に、このデータの数字が整合が取れないのではないかなど。確かに都市部で住宅が狭いとかいろんなものがあると思います。購買指数も地方と比べて違うと思います。

ですが、中毒センター情報の元とこの元を数字でいきますと1万3,000倍になるのかな、9倍ですか、9倍になるわけですね、人口比率で。そうすると、東京都とこれが整合性がないのではないのかなど。東京都のこの412件が東京消防庁の18件、比率的には非常に少ないものだけを事例を説明して、医療機関からなのか、東京都に、消費者相談のところに来た件数なのか、これは基準も何も示されていないわけですね。これに関連する人たちがこれを見聞をしたときに、東京都は人口比率でいったときに非常に多いのか少ないのか、これは説明が十分にこの4行では果たされていないと思います。ここをもう一度検討をお願いしたいと思います。それと実際調査したアンケート調査が続けて書かれているのはちょっと不思議なのかなど、改行するなり別のところの説明の仕方があると思います。ここは非常に重要なポイントだと思います。私が資料を送っていただいて見たときに、この人口1,300万人で82件、中毒センター、日本の医療関係の情報収集で100件、ここはもう一度確認をしていただきたいと思います。

その後は、次の資料5になりますので、そのときにまた質問したいと思います。

以上です。

○越山会長 どうもありがとうございました。

引き続き、資料4に関しましてご質問、ご意見等、リモートでご参加の方も含めまして、

ございましたらお願いいたします。

私から大変恐縮ですけどお伺いします。7ページの安全性確認試験の継続的な実施を検討する必要があるという記述がありますが、この辺は消安法、薬事法、自動車関連法規に基づく型式検査のように定期的に義務づけられているのでしょうか。この安全確認試験の継続的な実施というのは、特にそのような法的な義務があるという理解でよろしいのでしょうか。何か補足説明等がございましたらお願いいたします。

○太田特別委員 次の資料5でご説明しようとしたんですけども、日本エアゾール協会は業界の会員さんの実績にという基準で法的な縛りのある場合と、ない場合は自主基準で、安全確保してくださいという基準を作成しておるわけですね。その後の日々の生産し販売しというのは、これは販売会社と委託を受けた二重委託契約で品質保証の確認試験をやるのは、これは販売会社の責任でもありますし充填会社の責任でもあると思います。日本エアゾール協会が生産ごとに安全確認試験、また継続で1年に1回の試験を確認するというようなことはこれはおかしいのではないかなど。今日、資料を持ってきた、次のまとめになると思うんですが、この座長さんと事務局に申し訳ないですけども、私ども協会として消費者に対して安全確保のためにモニター試験を厚労省の報告書を確認して今日まで何もしてなかったことじゃありません。厚労省の報告が出て、2019年度に会長名で協会の会員に通知を出しております。それを受けて、私どもの日本エアゾール協会の技術委員会として各社の協力を得て82品目の噴霧粒子径、付着率、表示について、協会が自ら調査をしております。ですから、ここを継続的にじゃあ協会がこれからやるのかと、協会の業務はそういうものじゃないと思います。販売会社と製造会社が確認をするのが一義的な責任だと思います。我々は、こういう検討会とか提言を受けて自主基準をどう見直して、どう皆さんに守ってやっていただくかという、それが我々の主たる仕事だと思います。販売した商品を我々が国民生活センターさんとかいろんなどころのように検査をして勧告を出すというような業務じゃございません。その辺をきちんと線引きしていただきたいと思います。

○越山会長 ありがとうございます。

今、エアゾール協会様のほうからご指摘があったのは、必ずしも法的な義務等があるわけではないが、事業者間での努力の基進められていることがわかりました。また、関係の皆様方のお立場の話は大変よくわかりました。これに関しまして、今日は販売事業者の皆様様のほうから芦澤委員様と小高委員様をご参画いただいておりますけど、お二方のほうから今のご意見に対して何かコメント等がございましたらお願いできないでしょうか。

それでは、最初に小高委員のほうからご意見等をいただければ幸いです。

○小高特別委員 付着率と粒子径の基準に関しては、自主基準にのっとなってしっかりと結果を出しております。その際に使ったバルブの機構、そしてガス圧、ガス等もその後変えておりませんので、その基準というのは保っている、そういう認識で私どもはおります、まず。

○越山会長 ありがとうございます。

それは、定期的に1年置きだとか品番ごと、ロット番号置きに検査をしているとか、何か取り決めがあるようですね。多分、事業者様によってその期間ややり方、抜き取り数等を定めるようになるのでしょうか

○太田特別委員 日本エアゾール協会の太田です。

私、協会の技術顧問もしておりますけれども、エアゾールの製造会社の一員でもあります。エアゾール製品は高圧ガス保安法の中で適用除外要件というのがございます。その中にスプレー製品、エアゾール製品の政省令並びに関係告示で全部基準が決められております。その基準、規則に対して一つでも外れるとエアゾールの適用除外が受けられません。ですから、1製造単位、1受注ロット、これが3日間、4日間、生産が続くと生産日ごとに製品報告書を必ず検査しております。製品圧力、噴霧量、単位時間当たりですね、これは会社によって5秒の噴射量とか10秒で噴射量の基準を決めたりしておりますけれども、ガスはガスフローの検査と受入検査で、全部試験で、防水スプレーについては特に噴霧粒子並びに付着率、そういうものが製品検査報告書という形で販売会社と充填会社の取り交わした購買契約書に基づいて検査が義務づけられております。ですから、日々、生産のものが全商品チェックされております。

以上です。

○越山会長 はい、そういう理解でいきたいと思えます。

本件に対して、芦澤委員、何かご意見等はございますでしょうか。

○芦澤特別委員 自主基準に基づくという部分では、お話として太田委員や小高委員もご説明されていらっしゃるので小職からは追加はありません。しかし、今協議会の目的である防水スプレー製品による中毒事故が増加傾向の抑制にあり、開発者、販売者も生活者が安心して使えるものに製品をしていくことも重要と考えます。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにこの資料4につきまして、先ほどの検証結果を踏まえて屋外であっても

というような事実関係が確認されましたので、その部分についても7ページの下(5)に書かれております。そういう理解の下、提言をまとめていったら、どの視点が反映されているかと思えます。

それと、この資料の一番最後のページに情報収集の在り方について触れています。これはなぜかという、通常、消費者が自分の非があると思ってしまうと、なかなか報告や相談が消費者センター等によせられない傾向があるのかとも思っております。この8ページ一番最後のところにそういう認識を持たせていただいた記述をさせていただいています。

それでは、特に資料4に関しましてこの理解で、ご意見、またはご発言等がなければこのまま資料5のほうに進めさせていただければと思います。

それでは、資料5の提言に関して、ご意見等をいただければ幸いです。これを基にして最終の提言案をつくっていきたいと思っておりますので、ご忌憚のないご意見等をいただければ幸いに存じます。

はい、お願いいたします。

○太田特別委員 日本エアゾール協会の太田です。

まず、この提言案というところで、先ほど1ページ目の上から何行目ですか、噴霧粒子径等の基準の定期的な確認、これについては販売会社と充填会社が双方で自主基準に基づいて定期的な確認を行うというような文言でお願いできないでしょうか。エアゾール協会はその報告を受けて、違反があった場合には我々が通達なり協会が販売会社と充填会社に改善を要請するというような形になっていきますので、継続的なこの自主基準に基づいて販売と充填する会社が定期確認を行うと。定期的じゃなしに、日々、生産ロットごとに確認するのが我々のエアゾールの業界の中の使命だと思います。輸入品については、齋藤等委員からこの取扱いについて、これはまた違った要因になりますので、どうするかというのは非常に難しい案件でございます。

それと、次、注意事項のところマスクを必ず着用してご使用くださいと、消費者協会の委員様も言われていますように、この自主基準を作成したときにはこういうコロナの問題もなく、通常、日常生活の中でマスクをするというのはなかなか消費者の方も理解していただけない状況だったかなと、一般的には。

一方、製造のほうに関しては、労働安全衛生法で有機溶剤中毒予防規則とかそういうところで防具ですね、マスク、眼鏡、そういうものが義務づけられて、一般の民間の商品については必ずマスクというのはほとんど今までなかったわけですね。今のこの生活様式、必ずマ

スクをするというのは日本の国民、消費者の方、抵抗はないと思いますので、こういう形の文言もいいのかと思います。ただし、自主基準にはこの必ずマスクを着用してくださいという文言を規定しております。これは選択制にしております。というのは、縛りを我々協会のほうが防水スプレーの団体さんにないということで選択制、これは企業のコンプライアンスだと思います。販売企業のコンプライアンスでどちらを選ぶんですかと、商品によってリスクの度合いが違います。ですから、これは企業責任でどちらか必ず必須の表示になっておりますので、マスクはこれから販売会社のほうでこれを全部積み上げていただきたいというふうに、我々日本エアゾール協会としてはお願いしたいと思います。

この中で風向きその他は今回の実験で問題ないんですが、この最後のほうですね、提案の部分の屋内での使用禁止という、適正な使用方法、我々の認識で、それと我々のこの検討会で禁止措置ができるでしょうか。これは法律的なところも関連してきますけれども、法律的に禁止でやった場合にどうなるかという問題がございます。それと、スプレー製品全般のイメージが全滅になってしまいます。スプレー製品、年間約、今、輸入品を含めて6億本、年間、製造して販売されております。その78%、約80%は屋内での使用になっております。そうすると、この防水スプレーをきっかけにスプレー製品は屋内で使用できないというような状況にもなりかねません。ですから、言葉の使い方はもう一度再検討していただきたいと思います。

大量の使用の禁止については、また違った内容だと思います。これは、高圧ガス保安法の警告表示のところに、4項または5のところに大量に使用はしないでくださいという告示規定で入っております。それとの整合をどうするんだということがございます。

それと、ここには最後のところの販売事業者等による事業の体制、今日コロンブスのトップメーカーの方が来ていただきましたので、エアゾールの産業のところでは化粧品だ、殺虫剤だ、それと室内の消臭とかいろんなジャンルが、カテゴリーがございます。全部で13団体ありまして、全部そのカテゴリーごとに協会とか協議会が設けられております。ぜひこの言葉でご検討いただきたいんですが、団体、協会までの基準は難しいとしても、やっぱりコロンブスさんがトップ企業としてこの業界の中をまとめていただいて定期的な協議会とかそういうことを取り組んで、我々の自主基準も逆にここをこう直せとか提言いただいて、一緒にこの安全対策が取り組める体制をこの提言の中に入れるか、または実行してもらえるか、そこが一番重要かなと思います。そうしないと、トップランナーの企業はこのとおり全部されます。ところが、いろんなカテゴリーの中でやっぱりトップランナーが動いて取りま

とめていろんな安全対策とか自主基準を遵守するとかいうような形が今の民間の一般の状況ですので、ぜひ業界団体の取りまとめをこの場でお願いして、文言を入れるか入れないかは事務局と調整していただいて推進をお願いしたいなと思います。そうしますと、我々も一緒にサポートもできますし、安全対策も文言も一緒に再構築できるんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○齋藤特別委員 日本エアゾール協会の齋藤です。

商品の安全対策の1番目の最終行に、輸入品についても同様に確認する、となっておりますが、輸入品に対する日本エアゾール協会の関わりについて説明します。エアゾールの輸入品は、高圧ガス保安法の適用除外要件を満足するか否かを確認する検査を行い、検査に基づく試験成績書が無ければ通関できません。日本エアゾール協会は輸入品検査業務を輸入者から請け負っております。しかし、この輸入品検査は、技術的に検査の能力があれば日本エアゾール協会以外でも可能であり試験成績書を作成できます。つまり、日本エアゾール協会の網にかからない輸入品が国内に流通しております。日本エアゾール協会は、防水スプレーの輸入品については輸入品検査をする前に「家庭用防水スプレー製品等安全確保作成の手引き」に基づいた自主基準（粒子径、付着率）を満足しているかの確認試験を行ない、満足していない場合、輸入品検査は行っておりません。しかし、日本エアゾール協会の網にかからない輸入品も存在するわけで、国内には流通していると考えられます。この輸入品について、技術的な基準、あるいは表示について確認するというのはかなりハードルが高いし、市場にあるものを、どれだけあるか分かりませんが、買い集めなくてはならない。誰が、どこまでやるのかいうことを明確にしないと、やはり提言としては実行に結びつかないかと思ったら意味がないと思うので、その辺のところはご考慮いただきたいと思います。

以上です。

○越山会長 どうもありがとうございました。

もう時間もちょっと過ぎていますが、ぜひほかの皆様、リモートでご参加の方、何かございましたらお願いいたします。

はい、今、河上委員のほうからお手が挙がりましたので、お願いします。

○河上特別委員 今のところに関連して、この第1の商品安全対策の自主基準の事業者と最初を書いてあって、製造事業者団体、製造事業者、販売事業者と書いてあるんですけど、基本的に家庭用品中の化学物質なんかそうですけども、基準のないものについても安全性

を確保しなければいけないというのが法律に明記されていて、その場合、製造事業者と輸入事業者というのが書かれている、製造、輸入になっているんですね。なので、ここを自主基準の遵守と最初に書いてしまうと、今お話にあった輸入業者の扱いというのは非常に難しくなってしまうので、エアゾール協会さんに所属せず販売している、輸入している業者さんに対してちゃんとアピールができる文章にさせていただいたほうがいいと思います。そういった方々も家庭用品として売っていることによって製品に対しての責任は負っているの、それが分かるような書き方にさせていただけるといいかなというふうに思います。

○越山会長　ご助言ありがとうございます。

ほかございますでしょうか、リモートでご参加の方を含めまして。よろしいですか。

私も先ほどの使用の禁止という表記、ここまで強く言いきっていいのかなと思っていたところもあります。あとは、先ほどからのお話の中でも出てきておりますが、エアゾール協会様だけではなくて販売事業者様の団体のご協力、又は連携した協力をお願いしたいというような要望が強くなります。これらに関しましても継続的に小高委員、それから芦澤委員のほうからアドバイス、または可能性みたいなことをご検討いただければ幸いです。継続的に事務局のほうと一緒に中身を詰めていきたいと思っております。

ほか、何かございますでしょうか。

はい、お願いします。

○菱田委員　国民生活センターの菱田と申します。

今回初めて参加させていただいているんですけれども、最初のほうからの疑問で、国内ではこれぐらい出荷量があるというお話と、今やっと結びついて、という大変なんですけれども、業界団体に属してないところが売られているものが幾つかあって、それは自主基準は意識されているかどうかはよく分からないという状態だと思えます。

一方、事故情報につきましても、この業界団体に属してちゃんと基準を守られているところで起こっているのか、そうでないところで起こっているのかというのをもう少し精密化をしないと、またリスクアセスメントとしても適切にできないんじゃないか。例えば事故が起こった場合、消費者の誤使用というのものもあるかもしれないんですけれども、そういった啓発が及んでいなくて起こったのか、あるいは製品として不適切だったのか、こういったところをもう少し詰めていかないと的確な対応というのが難しいんじゃないかというふうに考えます。ですので、ぜひともこの最後のほうの事故情報の分析というところがありましたけれども、その辺りも含めまして、対応として、業界団体に属してないところにもそうい

った守っていただくというか、それぞれ各自、リスクアセスメントができて適切な注意喚起ですとかできればいいんですけれども、そうでない場合は極力、業界団体に属するというのは強要できないとは思ってますけれども、そういったところを参考にさせていただいて、その上でどこが問題なのかというのを正確に把握していったほうがいいんじゃないかというふうに考えます。

○越山会長 ありがとうございます。

最後で大変恐縮ですが、これは1回目の会議のときの資料です。エアゾール製品の販売数量は大体年間600万から700万くらいでほぼ横ばいですが、中毒情報センター様の方からの情報かと思いますが、苦情相談がマニュアルができた当初は一旦減ったのにまたどんどん増えてきている現状が示されています。この現状が重要な点だと思っております。このままどんどん増えていくというようなことは大変望ましくなく、何らかの減らす対策をもう具体的に考えるべきと考えております。関連するご助言等をいただければ幸いです。これに関しましては継続的にあともう一回審議がございますので、可能な方策等を検討していただければと思っております。

大変恐縮ですけど、時間がオーバーしておりますので、ここでこの今回の議論は終わらせていただければと思います。

引き続きまして、次回の協議会の日程は3月2日の火曜日になるということです。その予定等は事務局の方からあると思います。

なお、今回は報告書の作成のための議論となります。

失礼しました。資料6の説明がありました。説明をお願いいたします。

○松田統括課長代理 それでは、資料6、今後の協議スケジュールをご覧ください。

今後、事務局で協議会の報告書の素案を取りまとめいきます。報告書の素案は、第1回協議会で検討した資料、今回の協議会で検討した資料に、本日いただいた意見を反映させたもので構成します。委員及び特別委員の皆様には、お忙しいところを恐縮ですが、事務局が取りまとめた報告書（素案）について、修正のご意見などを事務局までご連絡ください。事務局は、いただいたご意見を報告書（素案）に反映させた修正版を取りまとめます。委員及び特別委員の皆様には、再度、修正版をご確認いただきます。これらの作業をこれから2月にかけて進めていきます。

第3回協議会は3月2日の火曜日、時間は同じ時間を予定しておりますが、ここで過去のフォロー調査の報告をする予定ですので、少し長めに時間を取っております。時間的にはそ

ういう予定になっています。第3回協議会で協議会報告書の素案についてご協議いただきます。

その後になります。第1回協議会でも今年度のスケジュールを説明しましたとおり、第3回協議会を踏まえて協議会報告書（素案）をさらに修正し、委員及び特別委員の皆様にご確認いただき報告書（案）を取りまとめますが、改めて対面の会議は実施せず、書面による協議で、最後、皆様のご意見を反映した提言の決定と最終的な報告書を決定していただきたいと思っております。

決定後、協議会報告書を公表、プレス発表し、東京都は協議会報告に基づき消費者への注意喚起、関係する業界団体等や国等への情報提供と要望を行います。また、東京都が自ら行う消費者への注意喚起の一つとして、事故防止啓発リーフレットの作成を予定しております。これにつきましても、委員及び特別委員の皆様のご意見をいただいて作成したいと思っておりますので、お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。事務局で原案を作成の上お送りしますので、ご意見をいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

第4回協議会までのスケジュールは以上です。

○越山会長 どうもありがとうございました。

もう時間が過ぎておりますので、西田会長代理もご参画いただいておりますが、ご発言の時間をとれず申し訳ございません。これで終了させていただければと思います。

最後に課長からお願いします。

○野口課長 最後に、事務局から1点補足させていただきます。

本日は、資料4及び資料5につきまして、主にその2点につきましてご議論いただきましてありがとうございました。特に資料5につきまして、自主基準のその後の制定後の運用状況につきまして太田委員から詳しくお話をいただき、直近では2019年の7月に会長名で会員企業に自主基準の自己点検を要請する文書が出ていることも確認をさせていただきました。この件、業界団体様の取組が本協議会の皆様の間で共有できたことは非常に有意義だったと思います。それから、表現の強過ぎる、あるいは強弱についても、私ども、この場で委員の皆様方のご意見を賜りましたので、引き続き関係の皆様と調整をして、今、事務局松田が申しあげました取りまとめのスケジュールにのっとなって進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○越山会長 それでは、大変申し訳ありません。司会の不手際で時間をオーバーしてしま

って大変申し訳ありませんでした。

それでは、今日の第2回協議会をこれで終了させていただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。

午後3時44分閉会